# ID:　396

## 担当部署:　福祉課

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 介護予防福祉用具購入費の支給 | | | | |
| **法令名**  **根拠条項** | | 介護保険法　第56条第1項 | | | | |
| **法令番号** | | 平成9年法律第123号 | | | | |
| 【基準】  　法第56条第2項及び省令第89条の規定による。  　(介護予防福祉用具購入費の支給)  第56条　市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。  2 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。  以下　略    　介護保険法施行規則  　(介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認める場合)  第89条　介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。  2　介護予防福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第91条に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間において当該居宅要支援被保険者が当該購入した特定介護予防福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(当該購入した特定介護予防福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を支給している場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。 | | | | | | |
| **標準処理期間** | | | 30日 | | | |
| 備考 |  | | | | | |
|  | | | | | | |
| **設定年月日** | | | | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |